

従業員を雇用している農業者の皆様

労働安全衛生に関する教育の実施が義務づけられました

①

機械の
危険性

②

安全装置の
取扱方法

③

作業手順

④

作業開始時の
点検

⑤

事故時の
応急措置

⑥

発生のおそれ
がある疾病

⑦

整理整頓

誰もが安心して働くために安全衛生教育を徹底しましょう

- ✓ 労働安全衛生法では「事業者は労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない」こととされています。
- ✓ 令和6年4月1日から全ての項目を指導することが義務化されました。
- ✓ 違反した場合は、事業者に対して50万円以下の罰金が科せられる可能性があります。

労働安全衛生教育時に役立つテキスト（農林水産省）



事業者向け



従業員向け

従業員雇用の際のルール



厚生労働省HP